

議案第 1 1 7 号

松阪市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

松阪市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年松阪市条例第 233 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松阪市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年松阪市条例第 233 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項第 1 号中「第 4 条第 2 項第 2 号、第 5 号若しくは第 10 号若しくは第 3 項第 2 号」を「第 13 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第 13 号」を「第 13 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。